# 光市医師会報

# 平成11年 9 月号

No. 323



彼岸花

(会員報告)

# 3 on 3 (スリーオンスリー)

平 岡 博

3 on 3 というゲームをご存じだろうか。 起源は米国のストリートバスケットボール、通常の半分の面積のコートで3人対3 人で行うバスケットボールである。この ゲームの魅力は、

- 1) 少人数でもできる。
- 2)場所が狭くてもゴール一つあればできる。
- ハーフコート、約5分間の短時間の ゲームであり、体力に自信のない人 でも楽しめる。
- 4) 遊びの要素が強くファッショナブル である。等々、近年日本でも大流行 している。

さて、光市立病院に赴任して2年目の秋、 大学時代のパスケットボール仲間のE君から「10月23日あいとらんか。」と突然の電話があった。なんでも、一位賞金10万円の 県下初の本格的3 on 3 大会が、阿知須干拓 地であるという。「からだがなまっちょるから・・・・」と断ろうとすると、「いやいや、平岡は交代要員じゃ。ちゃんとエースを用意しとくから。」との甘い誘いに、本音はパスケットをやりたくてうずうずしている私は軽い気持ちで乗ってしまった。チーム名は『シルバー・スターズ』とすでに決まっているという。

当日、会場は干拓地だけあって10面はあろうかという広さ、青空の下、ロックミュージックをバックに、山口県全域から集まった(?)と思われる精鋭100チームあまりが集合していた。足元の砂利だらけの地面にふと不安がよぎる。(ご存じとは思うがバスケットボールは本来屋内競技、砂利道でやるスポーツではない。)場違いなところにきてしまったと直感したものの、このときはまだ傍観者気分だった。チームメイトのE君S君は私と同年代だが、二人とも元高

校国体選手、今も学校の先生で、パスケット部を預かったりしているらしく、その元気やる気は、集まった多くの若者に負けてはいない。頼みのエースはと、探すのに姿が見えない。「わるい!」とE君、「エースは用事で今日はこれんらしい。」

バーン、スタートのピスト ルと共にゲーム開始。ボール を手にするのは子供と遊ぶと



きくらいで、試合にはしばらく参加してい ない私だったが、開き直るしかなかった。と ころが、ゲームが始まってみると、ブロッ ク、フェイント、ミドルシュート、かつての 仲間と共に、懐かしいフォーメーションプ レイが華麗に炸裂するではないか。平均年 輪およそ40才のシルバースターズは、快進 撃を始めた。1,2回戦あたりまではよかっ たが、勝ち進むにつれ足腰がふらついてき た。ついに転倒、これがいけなかった。繰り 返す転倒で両手掌、両膝共に見るも無惨な 擦過傷、裂傷の山となった。

気がつくと時計は午後3時をまわり、シ ルバースターズは、皆の注目を集めるベス ト4まで勝ち進んでいたのである。準決勝 の相手は、西京高OBチーム。OBといって も、前年まで現役でバリバリやっていた連 中が4人。選手を交代しつつの攻撃にわれ らシルバースターズの活躍もついに幕とな った。しかしここに至るまで6戦をたった 3人で戦い抜いたおじさんチームに、暖か い拍手が鳴りやまなかった。

長い間忘れていた、全力を出しきる心地 よさ、仲間を信じて瞬間によみがえるフ ォーメイションプレイ。様々な思い出をこ の大会は残してくれた。最後まで応援して くれた家族、子供たちとの絆も強まった。悔 し涙を流してくれた子供たち、応援ありが とう。

このときの模様を録画して、E君の奥さ んが送ってくれた。時々これを流しては、あ の秋の日の熱い興奮をよみがえらせている。

〈理事協議会①〉

# 「介護保険担当理事協議会の報告」

日時: 平成11年8月19日(水)午後3時~5時

場所:県医師会 会議室

#### 協議事項:

### 1) 平成11年度事業計画の概要:

介護保険制度の平成12年からの本格 的始動に向けて、本年10月から要介護認 定の申請の受付が始まり、認定作業と介 護サービス計画の作成が開始される。要 介護者の身体状況等を「主治医意見書」に 記載する、要介護度を決める介護認定審 査にたずさわる、或いは介護サービス計 画に際し医療面から助言する等、医師は この制度において地域の要介護者の医療

# 担当理事 松 村 壽太郎

と介護に重要な役割を果たすことにな る。各郡市医師会は市町村と緊密な連携 をとりながらいつでも対応できる体制を 整えておく必要がある。初めての試みで もあるので、ある程度試行錯誤しながら 進めていくこともやむを得ないである う。

介護保険講習会、研修会あるいは会報 を通じて、介護保険全般の情報だけでな く、今年度は現場での実践面についての 情報を提供したいと考えている。

介護保険制度における「老人保健福祉 計画」は平成12年から平成16年までの 5か年について策定されるが、県医師会 としてはその準備段階から積極的に協議 に参加し計画策定に参画したい。

2) 平成11年度中国四国医師会連合総会第 1分科会(介護保険)の報告

(於・徳島市)

各県医からの情報や意見の交換を交え ながら協議が進められ、これらに対して 日医による解説が加えられた。

①要介護認定:モデル事業においてさま ざま問題点が明らかにされ、特に一次 判定変更事例集による縛りのための認 定審査会が機能しないとの多くの指摘 があり、本施行を前にした現在、厚生 省も主治医意見書を重要視することを 明らかにした。

「かかりつけ医」が「主治医」に名称 「主治の医師」という言葉はあるが、 「かかりつけ医」はないためだ。今 回、主治医意見書もかなり改訂され、 改善されたものになった。この主治医 意見書記入マニュアルについては、6 月15日の日医雑誌につけて会員に配布 された。それぞれの要介護度に応じた 書き方事例が加えられているので参考 にされたい。

- ②かかりつけ医;かかりつけ医をもたな い申請者への対応に関して、地区医師 会の対応が重要で、かかりつけ医をも たない場合の医師の紹介には複数の医 師を提示されたい旨のコメントが日医 からあった。また病院勤務医にも意見 書作成に積極的に対応されるよう要望 された。
- ③療養型病床群:療養型病床群に関して

は、まだはっきり見透せない部分が多 い。特に、医療保険適用と介護保険適 用の区分け、有床診の指定・対応の考 え方、介護保険報酬などについて、日 医との間で多くの質疑応答があった。 医療保険型と介護保険型の区分けにつ いては、柔軟性をもたせるよう厚生省 に働きかけている。日医としてはケア ミックスに似た形のものを交渉してお り調整中の段階である。有床診の療養 型病床群の移行については、有床診の 利点を活かした診療体制を変えない方 針のもとに医療と介護が両方行き来で きるように調整中。報酬に関しては医 療保険型は従来どうり基本的には包括 だが、介護保険型の中で生じた医療を 変更された理由は、法律用語の中にどう扱うか議論している。報酬の水準 は要介護度3が介護保険型報酬の平均 だとすると、医療保険型報酬もそれと 同し水準で設定されると思われる。有 床診の療養型病床群には従来型の医療 保険型も残るので、医療保険型にする か介護保険型にするかは院長の判断に よる。

> 3) 山口県における施設サービスの必要量 について;(山口県高齢保険福祉課長: 度山徹氏の説明)

高齢者人口の推計から介護サービス需 要見込み量について、中間報告として説 明された。平成12年度は、高齢者(人口 336200人) の要介護見込み総数 12%、 施設サービス見込み量4%(13.197人)、 施設サービスの内訳は介護老人福祉施設 1.4%、介護老人保健施設 1.1%、介護療 養型医療施設1.4%。さらに居宅サービス

対象者推計数7~8% (7.6%-25,657 人)。これらの需要見込み量をもとに各市 町村の介護保険料等の検討状況の説明が された。

4) 介護保険サービス提供事業者の指定申請について;(山口県高齢保健福祉課介護保険準備室長:山崎英一氏の説明) 介護サービスを提供する事業者の指定に当たっては、厚生大臣が示した全国統一の基準に基づき、その基準に合致する事業者又は施設を都道府県知事が指定又は認可することとしている。

申請受付開始日;平成11年7月15日。 ただし介護療養型医療施設の申請につい ては、今秋以降(10月?)の受付開始と なる見込み。

受付窓口:県健康福祉センター。 みなし指定される事業者および事業の注意=次の表の事業については、指定の必要のない事業者にあっては、指定を不要とする旨の申し出を行なうことが必要。 この申し出については、平成11年10月1日から平成12年3月31日までに行って下さい。

事業者	指定されたものとみなされる事業	
	訪問看護	
保険医療機関	訪問リハビリテーション	
	居宅療養管理指導	
保険薬局	居宅療養管理指導	
指定老人訪問看護事業者 (老人訪問看護ステーション)	訪問看護	
老人保健施設	通所リハビリテーション 短期入所療養介護	

- 5)第5回都道府県医師会介護保険担当理 事連絡協議会の報告(1999・7・28日 医会館)
  - ①介護保険制度の審議状況:特に療養型 病床群に関する現時点での検討項目に ついて概略説明がされた。まだ未決定 の部分が多く詳細については確認情報 が届きしだい報告していく予定。介護 報酬については仮単価として8月下旬 に発表予定。
  - ②要介護認定について;訪問調査·介護認定審査会に関するアンケート調査結果と要介護認定の1次判定の問題点、変更等の説明があり、審査委員会での2次判定に、主治医意見書、特記事項等の内容を加味し、「要介護度別の状態像」を参考にして最終判定とすることが説明された。
  - ③「主治医意見書記入の手引き」(日医ニュース8/5号)は、記入方法がわかりやすく説明されており是非参考にしていただきたいとのこと。また、主治医意見書の取り扱いについて次頁のように説明された。



# 主治医意見書の取扱い

#### 1. 作成料

	在宅者	施設入所者
新規申請者	5,000円	4,000円
継続申請者	4,000円	3,000円

- ※ 継続 ① 施設入所者は、前回と同一施設に入所している場合
  - ② 在宅者は、前回と同一医療機関または主治医である場合

#### 2. 意見書作成のための診療等

- ① 主治医がいない場合で、主訴等が特になく、患者が医療を希望しなかった場合。
  - → 基本的な診療 → 市町村事務費 (診療報酬に準じた相当額)
- ② 基本的な診療で医学的問題がなかった場合
  - → 医師の判断により 基本的な検査 → 市町村事務費 (同上)

#### 基本的な検査の範囲 ----

- ① 基本診療料に含まれる簡単な検査(血圧測定検査等)
- ② 胸部単純×線撮影
- ③ 血液一般検査
- ④ 血液化学検査
- ⑤ 尿中一般物質定性・定量検査

# 3. 意見書作成における「施設入所者」の定義

→ 常勤・非常勤を問わず、常態として、医師の医学管理・健康管理下にある「施設入 所者」をいう。

例:配置医師の健康管理下にある特別養護老人ホーム入所者

: 医師の医学管理下にある療養型病床群(医療保険)の入院患者など

## 4. 意見書作成拒否の可否

→ 正当な理由があるならば作成を拒否できる。

正当な理由の具体例:長期間診察を行っていない場合

: 専門外である場合

: 他に頻繁に受診している医師がいる場合

但し、作成を拒否した場合、主治医となり得る他の医師を紹介することが望ましい。

# 県保連山口周陽地区協議会 との懇談会

平成 11年9月2日(木)

4:00~5:00pm

場所 日新製鋼 岐山倶楽部

徳山・下松・光の医師会・歯科医師 会及び各健保連より関係者、計48名に よって開かれた。

1. 介護保険に関する説明会 徳山医師会介護保険担当理事 西村敏郎

2. 質疑·応答

5:00pmより懇親会





# 9月度定例理事会及学術講演会

日時 平成11年9月28日 7:00 pm~ 場所 光商工会館 2 F

#### [例会]

医療 前田副会長

「学術講演会]

介護保険主治医意見書説明会

松村理事

柏木保健婦(光市介護保健担当係)

# 心電図研究会(第135回)

日時 平成11年9月10日 7:30pm~

場所 光商工会館 2 F

症例 1 90 才 男 発熱・呼吸困難

右室梗塞?

症例2 83才 男 DOA

心筋梗塞

(バタンポナーデ)?

症例3 67才 男 狭心症(労作時胸痛)

緊急心血管造影後

パイパス手術

右冠状動脈(橈骨動脈)

左 / (内胸動脈)

# 光市内科医会

日時 平成11年9月9日 7:00pm~

場所 光商工会館 2 F 第3会議室

議題 1. 第37回大会(小野田市)に出席

LT 赤崎会長

2. 第38回大会(光市)の準備状況

# 9月度定例理事会

日時 平成11年9月8日 7:30pm~ 場所 医師会事務局

議題

1. 医療情報システム協議会報告

河村理事

インターネットの実用化に向けて (ホームページの立ち上げ)

2. 介護保険協議会報告 松村理事

3. 職員·家族親睦旅行 10月24日 倉敷チボリ公園

松村理事

4. 永年勤続表彰

松村理事

- 5. 休日診療所の対応(内科・外科併設で) 前田副会長
- 6. 学術講演会後援依頼 近藤会長

7. トルコ地震義援金について

近藤会長

8. 徳山看護学校の陳情書について

近藤会長

9. 講師謝礼について(会員はスライド・車 代で) 藤原理事

10. 訪問看護ステーション(10月1日より)

光武理事

# |||| あとがき ||||

先年の台風 19号以来、長雨~洪水と土地の長老は生まれてからこんな事は 経験した事がないという。今年になってもサメ事件は起こり、何かと全国版で 光市の名前が登場しています。やっと一体みかなと思っていたら、先日の台風 で我が家のサンルーム(物干し場)の窓ガラスが吹っ飛びました。昔の言葉に も嘘があります。

『災害は忘れないうちにやってくる。』 介護保険の準備もスタートしました。さあ、がんばりましょう。

(文責 河村)

光市医師会 発 行 所 TEL 0833 72-2234

近藤 蘢 発 行 者

広 報 担

光市光井一丁目15番20号 印刷所 中村印刷株式会社